

論 文

清末華南沿海の「制度」：秩序形成のあり方を中心に

村上 衛

はじめに

清末から民国期の中国知識人の課題の一つが、列強と対等な国民国家の創設であったことは間違いないだろう。そうした際に課題になったのは、孫文が『三民主義』の中でもしばしば「バラバラの砂（散沙）」述べているように、中国人がバラバラであることであった¹。それゆえ、そうしたバラバラな側面は常に否定的にとらえられ、バラバラな人々をどのようにまとめていくかということが近代「中国」が克服すべき課題の一つとなった。

実際、孫文のみならず、李鴻章、袁世凱、蔣介石ら政治指導者にとっても、このバラバラな人々が作り上げている社会・経済こそが、「洋務」や「統一」、「抗戦」、そのための支配の浸透にとっても大きな妨げとなったであろう。そもそも工業化のために必要な資本の集積からして、遊休資金が分散している状況では、容易なことではなかった²。社会の末端がバラバラなうえに、清末以降の開放的な体制においては、列強の影響力もあり、中央から分離していく遠心力が働き、バラバラな人々が地方や周縁に吸い寄せられていくことも多かった。近代において中央集権的な国家を目指す政治家達の一生が苦闘の歴史となる一因はそこにある。

一方で、社会や市場がバラバラで中心がないことは、中国やその市場を把握し、あるいは支配しようとする欧米諸国や日本あるいは欧米人・日本人にとっても課題となった。中国を政治的ないし経済的に支配しようとする試みは、レベルは様々であるが全て失敗したのであるから、バラバラであることは「中国」にとって常にマイナスであったわけではない。

また、バラバラな人々の行動は中国に大きな経済成長をもたらしてきた。そもそも清代において中国の経済を牽引してきたのは、客商や牙行さらには個々の農民といった無数のバラバラな人々の零細な取引の集積であったともいえる³。現在において中国経済に活気を生み出している大衆資本主義といわれるような現象も⁴、その再現とみてよいだろう。

逆に、バラバラな人々を大きくまとめて「運動」を起こした場合、制御がきかなくなり、太平天国や大躍進・文革のように大混乱に陥ったケースは近現代史には多い。したがって、無理なまとまりを形成するよりも、バラバラであった方が、中国においては相対的には安定しているといえるのかもしれない。とはいえ、バラバラな人々の活動を放置してバランスが崩れた場合、紛争が生じることもあり、時には政府などの介入によってバランスの回復を試みることも

ある。そういったバランスのとれた状態への回帰を秩序形成とみることもできよう。

それでは、秩序はどのように崩れ、またどのように立て直されるのであろうか。そもそも秩序を成り立たせているものは何であり、それは時代による変化があるのだろうか。そこで本論では、拙著で取り上げた華南沿海のバラバラな人々の行動とそれに対する清朝・イギリスといった「政府」の対応から、「制度」という用語を用いつつ、上記の問題を考えてみたい。その際には、まず、拙著で不十分であった「秩序」と「制度」の関係を明らかにしたうえで議論を進めていきたい。

1 「秩序」と「制度」

拙著に対する書評において、イギリス史家の金澤周作氏は「近世・近代のイギリス社会の場合、メタのレベルでの「安定」が前提であって、その範囲内での動揺や再編が繰り返される。そして社会の構成員は「安定」を求めていることも前提となっている」が「(本書の) 叙述の中で躍動する沿海の人々は、本書でいう「秩序」があろうがなかろうが、散沙的に、ただ自己の利益の最大化を志向して生きているように見える。そうであるならば、本書の描く「秩序」は誰にとってのものなのか。」と疑問を呈示している⁵。

一方、藤原敬士氏は同じく拙著に対する書評において、「…「沿海民」が「秩序」を「形成」するという図式は考慮されていないように見える。…まず「秩序」が「崩壊」し、次に「再編」

される。それでは「崩壊」して「再編」されるまでの間には「秩序」は存在しないのだろうか⁶と述べている。二つの書評はともに拙著における「秩序」の説明不足を的確に指摘している。

そして拙著ではこの「秩序」を包含する表現として「制度」という語を用いた。その範疇については「「規範」「ルール」、あるいは「常識」といった言葉で表現される、人々が意識・無意識のうちに従ったりしているものと、それによって生み出される「秩序」ないし「行動様式」を指す広い範囲で用いる⁷とした。これについても岡本隆司氏が「広」きに失して、いささか恣意的であり、「制度」と「秩序」の関係も明瞭でない点を指摘している⁸。

そこで、「制度」の定義をより明確にしたうえで、「秩序」との関係を位置づける必要がある。まず、議論の混乱を避けるため、本論においては、「制度」の範疇の中から「秩序」を外すことにする。そして「制度 (institution)」⁹を長期間にわたる持続的なものであり、その多くは現在まで続いているものと考えてみたい。例えば、先述した人々のバラバラな行動というものも、時代を問わず中国の人々、より正確に言えば漢族の多くが共有している一つの「制度」であるといえる。そうした人々の行動を抑え、そして何らかの業務を委託するために、国家は有力者らを中心にして人々をまとめ、何らかのまとまりをつくる必要が生じてきた。それが「保甲」「団練」という組織、「会館・公所」といった同郷・同業団体、あるいは「宗族」などの血縁団体の編成・再編であったりするのだろう。こうした「保甲」・「団練」・「会館・公所」・「宗族」といったものをここでは「システム」と呼

んでおきたい。そうした「システム」は必ずしも長期的に安定していないし、地域的な偏差も大きい¹⁰。そして、ここでは国家が社会を統制しようとする場合に「地方官僚がさまざまな団体を編成してそれに業務や責任を丸投げすること」が「制度」であるといえる。以上をふまえて「秩序」と「制度」の関係を考えると、「秩序」は中国固有のものであれ、欧米のものであれ「制度」を皆が共有することで成り立っている、バランスのとれた状態としたい。そして、こうした「制度」が全く機能しない、あるいは共有されない状況を「秩序」の崩壊と考えてみたい。

以上に基づいて金澤氏の疑問に答えれば、中国の場合は、「人々が自己の利益を最大化するために行動していること」こそが「制度」であるといえる。19世紀のイギリス人や現在の日本人にとって、それはカオスにしか見えなくてもいいが、人々の行動パターンが予期されてバランスがとれている限り、中国の人々にとっては十分に秩序だったとみなすことができる。

また、藤原氏の疑問についていえば、確かに秩序が完全に崩壊していた期間というものは極めて短期間であった。アヘン貿易であれ、取引が存在し、拡大している以上、一定の「制度」が機能していないわけではない。そして、さまざまな団体や仲介業者を通じた秩序再編の一連の動きはパターン化しており、それ自体も「制度」に基づいていた動きといえるであろう。

以上の「制度」と「秩序」の定義を踏まえて、本論では清末の華南沿海をとらえなおしてみたい。そこでまず、そもそもこうした「制度」と「秩序」の問題を考える際に、なぜ華南沿海、とり

わけ福建南部（閩南）という地域が適切なのかという問題について、近代中国の地域社会史研究を概観したうえで答えたい¹¹。

2 地域社会史の課題と閩南

日本の中国近代史研究において地域社会史が活性化したのは、明清史における明清地域社会論の隆盛が背景にある。その旗手といえる岸本美緒は地域社会論について「これらの（ミクロな）事例から抽出される当時の人々の行動様式、選択の論理、社会像などを整合的な概念的モデルとして把握し、より一般的な脈絡のなかでとらえようとする志向は、「地域社会論」的と目される多くの研究から感じられる」¹²とまとめている。そしてそのアプローチの魅力は「秩序の希少性」の感覚を前提にしながら、「秩序はどのように形成されるのか」を問おうとしているからであると述べている¹³。

こうした明清地域社会論の影響をうけつつ、近代史研究においても秩序形成に関心をもった研究が進められた。その中心となったのが内陸移民社会史・近代都市社会史・清末民初の地方政治史である。

内陸移民社会史についていえば、18世紀世紀末以降に中国の内陸部を中心に展開されてきた反乱の起源が注目されてきた。例えば四川移住民社会における地域エリートと非エリート層の分極化が白蓮教徒の乱を導いたとする山田賢の研究や¹⁴、広西移民社会における「客籍」エリート（科挙エリート）の漢族有力移民・土官の後裔と非エリートの対立が太平天国の乱につ

なっていたとする菊池秀明の研究はその代表である¹⁵。これらの研究が示しているのは、エリートが体現する既存の「制度」に基づく秩序に対して、非エリートの側が全く別の「制度」に基づく秩序を打ち立てようとする現象であり、それゆえに双方に妥協はなく、大規模な動乱へとつながったといえる。

一方、近代史において1990年代にその中心となったのは都市社会史である。その中でも注目されてきたのは急速に拡大する開港場都市における社会管理であった。例えば帆刈浩之は上海における同郷団体（四明公所）による運棺を分析し、「寄柩」の資格を獲得するために下層寧波人の組織化が行われていたことを明らかにした¹⁶。また、吉澤誠一郎は天津における社会管理の進展について、団練・火会の編成は都市下層民の統制をめざすものであり、排外的心情を動員したために危険性をはらんだとした。さらに義和団事件を経て導入された巡警制度による組織的民衆統制についても検討を行った¹⁷。また、日本に先んじて都市社会史研究が盛んであった英語圏においては、ロウも漢口においてエリートらが主導する団練や保甲などの社会秩序維持に果たした役割に注目していた¹⁸。こうした研究においては中国の既存の「制度」に十分な注意が払われており、またそうした「制度」の欧米の「制度」との相似性についても示唆を与えてくれる¹⁹。

近代史においても一つの焦点となっていたのが、清末民初の地方政治・地方社会史であり、その中心は江南であった。例えば佐藤仁史は、江南市鎮の在地指導層の言動からみる郷土意識に着目した。そして在地の知識人が市鎮社

会を「合群」の起点として県、省、国へと同心円状に拡大して全体秩序を回復しようとした点に注目した²⁰。また、湖南省に注目した藤谷浩悦は、湖南における新政の実施・列国の参入によって地域社会の規範が動揺した際に、郷紳の「公議」による秩序再編が試みられて失敗に終わったとした²¹。ここでは地域の「制度」と地域エリートの構想する「秩序」の間の齟齬が示されているともいえる。

華南については、珠江デルタにおける地域秩序が注目されてきた。古くはフェアバンクが五港開港期の混乱の一端として叙述したが²²、珠江デルタに注目したのはウェイクマンであり、アヘン戦争後の混乱とアロー戦争による英仏連合軍による秩序回復までの過程を描いた²³。さらにフォールは1620～30年代から清末に至る時期に地域社会の王朝国家への統合において果たした宗族の役割を強調した²⁴。これは、既存の「制度」に基づくシステムの長期的な役割について考察したといえるだろう。

以上のような地域社会研究において秩序形成あるいはその動揺についての議論は多面的に行われてきたが、地域や対象の偏りによる課題も残されている。まず、内陸部については、選択肢の少ない社会であるが故に、大規模な反乱になったといえるから、選択肢の多い地域、とりわけ沿海部に当てはまるわけではない。また、江南・珠江デルタは逆に科挙試験合格者など、エリートが極めて多い地域で、有力な郷紳も多くみられるから、彼らの役割は大きい。結果的に、エリートをめぐる動きに関心が集中することになる。そして郷紳の役割に着目すれば、エリート層が薄い湖南においても、検討される側

面は類似してくるだろう²⁵。

また、都市社会史研究で注目されてきた上海・天津・漢口などの都市は、開港場貿易の発展や租界の建設などによって富が集中してエリート層が成長した地域であり、社会管理のために動員できる資源も豊富な、ある意味特別な都市であるといえる。

それでは、内陸よりも流動性が高く、選択肢が多いうえに、江南・珠江デルタや主要開港場都市のように有力エリート層が存在せず、顕著な経済発展が見られない地域はどのようなのであろうか。その一例として福建省南部の閩南を取り上げてみたい。この地域は閩南語の使用地域で、清代の行政区画では泉州府・漳州府・龍巖州・永春州を指す。温暖な気候であるが、山地が多くて可耕地は狭小である一方、海岸線の湾曲が多く、多数の港湾・島嶼に恵まれている。そのため、宋代以来、泉州、月港、廈門といった海港を中心として中国の海上交易の中心となり、東南アジアに多数の移民を送り出してきた。清代には対岸の台湾との関係も深まり、閩南からの移住者とその子孫が台湾の人口の大半を占めていた。閩南は、このように流動性が高いうえ、清代においては科挙エリート層の成長がみられなかった。清末においても廈門の貿易が停滞したことにより、経済的にも大きな発展がなかったため、都市のエリート層も薄いという特色をもつ。以上から容易に想像できるのは、極端に統治が困難なことであろう。実際、清代の閩南は械闘や海盜などの多発する「難治」の地域として知られており²⁶、清末においても外国との関係を含め様々な紛争が発生している。それゆえにそれが欧米人の記録に残り²⁷、「制

度」が見えてくるといいう利点がある。

3 清朝の沿海秩序の崩壊——開港前

(1) 貿易管理システムの崩壊

沿海で清朝に抵抗していた鄭氏が降伏した後、清朝の貿易管理システムは、海関があらゆる海上貿易を包括的に管理するというものであった。海関は仲介業者である牙行を指定して取引・徴税させていた²⁸。牙人などの「仲介者に取引を統制させ、徴税を請け負わせる」というのは、宋代にはすでに広く行われていた「制度」であり²⁹、ここにもそれが応用されたといつてよい。そして対外貿易は特定の貿易港に集中させることによって貿易管理を容易にすることを狙っており³⁰、広州は対欧米貿易、廈門は対東南アジア貿易、乍浦は対日本貿易を担い、それぞれが国内貿易とリンクする場となっていた。

このうち欧米船が来航して18世紀後半には貿易規模が最大となった広州では、牙行の一種である行商に加えて、買辦、通事、澳門引水などが貿易の管理・徴税（手数料徴収）にあたっていた³¹。これも、「取引の管理・徴税の仲介者への委託」という旧来からの「制度」の応用である。広州貿易は規模が大きいために、牙行のみならず、何種類もの仲介者が存在し、それを利用して何重にもなる徴税と管理の貿易管理システムを設計することができたのであろう。

しかし、こうした「制度」は常に安定していたわけではない。これは仲介者が激しく相互に競争したためにその浮沈が激しいことが原因であり、そのため、広州ではしばしば行商の再編

が行われてきた。しかし、19世紀に入ると貿易が拡大して、それに対応できずに膨大な負債を負って倒産する行商が多く、行商に基づく貿易管理システムそのものが形骸化してしまっていた³²。また、廈門においては貿易が減少する中で仲介業者がその税負担に耐えられず倒産し、貿易管理システムが動揺していた³³。つまり旧来の「制度」に基づくシステムだけでは貿易の急速な変動には耐えられないのは明らかであった。

こうした旧来の「制度」に基づくシステムに最終的な打撃を与えたのがアヘン貿易である。アヘン貿易は取締りの厳しくなった広州郊外の黄埔から珠江河口付近の零丁洋に移動したが、零丁洋貿易がアヘン以外の商品にまで拡大すると、対外貿易と内国貿易が広州以外の地でリンクし、広州貿易全体に打撃を与えた。さらに、福建人・広東人の沿海貿易を利用したアヘン貿易は中国沿海部全体に広がりを見せていった³⁴。これは貿易を管理する場を限定するという方式が通用しなくなることを意味する。そしてアヘンは禁制品であるために、牙行を利用して徴税権を与えて管理するという手法は機能せず、その点では旧来の「制度」は完全に機能しなくなったかにみえる。

しかし、広州付近のアヘン貿易においては、アヘン貿易黙許料による巨大な利権構造が成立していた。アヘン1箱当たりの黙許料の額は官僚とアヘンブローカーの交渉によって決定していたとされ、このシステムには広州とその周辺の文武官が関与していた。ここまでシステム化されれば、黙許料は一種の関税に均しい。黙許料は中央政府には納入されないが、広州の地

方文武官にとっては崩壊しつつあった広州の貿易管理システムによってもたらされる利権を十分に補填するものであった³⁵。しかも、仲介者であるブローカーに依存しているという点は広州の貿易管理システムと同じであり、旧来の「制度」に基づくシステムの再編として理解可能である。

したがって、貿易管理システムの完全な崩壊というのは、1838年に清朝がアヘン厳禁策を採用し、沿海部全域で清朝が本格的な取締りを開始したため、広州周辺における黙許料のシステムが崩壊したことによるといえる。そうであるならば、それはアヘン戦争直前期であり、しかも清朝自らが崩壊させたといつてよい。もっとも、清朝中央からみれば、すでに中央財政と直結した貿易管理システムは崩壊していたし、広州の黙許料システムを認めることなどできなかった。そして、牙行を利用した管理システムの崩壊ゆえに中国人商人の統制は困難になっていたため、欽差大臣として広東に派遣された林則徐は、外国人アヘン商人へ圧力をかけたのである。林の広州のファクトリー封鎖によるアヘン没収という一連の出来事がきっかけとなってアヘン戦争が勃発する。

（2）アヘン戦争時の漢奸対策

アヘン戦争において、清朝は一方的な敗北を繰り返した。清朝側は沿海の要衝において時間と費用をかけて防御工事を行っていたが、短期間でそれらの要衝は陥落した。清朝側はイギリス軍の艦船と大砲の実力は認識していたが、陸上戦闘能力は認識していなかったため、陸戦における連戦連敗の説明ができなかった。そこで

清朝の督撫・將軍らが敗北の責任を漢奸、すなわち福建・広東沿海民に転嫁し、「漢奸の活躍」を上奏した。それは清朝中央に衝撃を与え、沿海の督撫・將軍に漢奸対策を命令した。ここにアヘン戦争は一面では清朝対漢奸という図式になったのである³⁶。この漢奸対策として清朝は団練・郷勇の編成や出入港禁止（封港）といった旧来の手法を用いて沿海民と船舶の把握を企図した。つまり旧来の「制度」に基づく沿海支配回復の試みであったといえよう。

そのうち、団練・郷勇の編成は沿海の失業者を囲い込む意義があった。三元里事件などにみられるように、団練が活躍したという神話が当時から流布されていたが、実際には団練・郷勇は実戦には無益であった。それどころか、敗戦の際にはバラバラになって略奪などの不法行為を行うにいたった。しかも団練・郷勇の財政的負担は大きく、長期間の維持は不可能であった。このシステムは政権側にある程度の求心力がある場合に機能するものであり、清朝が敗北し続けている状況では機能しなかったといつてよいだろう³⁷。

封港は海上貿易管理システムが崩壊していたために、船舶の出入港を一律に禁止するしかなかったことが原因である。しかし、18世紀以来の内国海上貿易の発展により、長期間の封港は失業者を増大させて治安を悪化させるために不可能であった。つまり、貿易を全面的に禁止するような「海禁」に類似した方法は、すでに時代に合わなくなっていたのである。またイギリス軍の侵攻により、封港そのものの実施も不可能になっていく³⁸。

以上のようなこうした漢奸対策の失敗も、旧

来の「制度」にもとづくだけでは、清朝の沿海支配が不可能になっていることを示している。

このように、19世紀中葉、貿易の変動によって旧来の「制度」だけでは、沿海貿易は管理できなくなりつつあった。ただし、旧来の「制度」を応用して広州近郊におけるアヘン取引が成立していた以上、アヘン戦争直前までは広州附近の限定された場には秩序が存在していたともいえる。しかし、沿海のバラバラな人々による零細な取引は非効率的であり、欧米側にとっては拡大した貿易に対応して新たにシステムを形成することは不可避であったといえよう。一方で、清朝側も旧来の「制度」に基づいたシステムを繰り返し用いるだけでは沿海の支配を回復することはできず、新たな対応が求められていた。

4 華南沿海秩序の再編——19世紀中葉

開港後に沿海部で問題視されたのは、密輸と海賊の問題であった。さらに華南の場合、移民の問題も紛争の原因となった。以下、治安と移民に関わる問題について概観してみたい。

(1) 19世紀中葉、福建沿海における海賊問題

開港後、沿海の海上貿易の状況は大きく変化した。開港場貿易へ欧米船が参入したことは、沿海貿易の一部が欧米船によって担われることを意味しており、福建・広東船の役割の低下を招き、それは福建・広東人の漁民・船員の失業につながった。開港場に貿易が集中したことは、これまで沿海貿易で重要役割を果たしてきた

小港とそれを拠点とする住民に打撃を与えた。1840年代の不況はそうした状況をますます悪化させていた。これが、開港後における福建人・広東人による海賊活動の活性化につながる³⁹。

こうした海賊問題に際して、清朝の海上軍事・警察力である水師は対応する力をもたなかった。アヘン戦争前から水師と海賊の成員はほとんど同じであることが「伝統」すなわち「制度」であり、清朝は海賊を「招撫」して水師に組み入れることで「鎮圧」してきた。また、当時の地方の財政難もあって、水師の整備は遅滞しており、書類上は本来存在するはずの戦力もなかった。そのうえ、アヘン戦争における一方的敗戦で打撃をうけており、海賊統制の能力は失われていた。一方で、当時は欧米諸国も海賊の秩序というものを認めず、海賊が重要な港湾を支配することもあり得なかったから、かつて17世紀に鄭氏が実現していたような、沿海における海賊を中心とした秩序形成の可能性もなかった⁴⁰。

もし、海賊が中国船だけを襲撃していたのなら、外国海軍の関与は遅れただろう。しかし、海賊が外国船、とりわけ開港場以外の地におけるアヘン貿易船を襲撃したことから、外国の介入を招くことになる。こうした海賊による襲撃事件に対する清朝側の対応は不十分であり、イギリス海軍は直接海賊の掃討を開始した。このイギリス海軍の活動は、イギリス領事を通じ清朝側官民とイギリスとの協力関係が構築されたことに支えられていた。その結果、大規模な海賊集団の形成は困難になっていった。その中で、1853年5月に発生したのが廈門小刀会の乱であった。この反乱には福建人海賊が参加してい

たが、清朝側は広東人海賊を雇用してこれに対抗した。結果的に1853年11月、廈門小刀会は清朝に敗北し、海上に逃れた小刀会の勢力は拠点の廈門を失って海賊活動を行わざるを得なかったため、それはイギリス海軍による掃討を招いた。このように反乱における敗北とイギリス海軍による掃討によって福建人海賊は衰退していった⁴¹。

これに対して特に1850年代前半にかけて勢力を伸ばしてきたのが広東人海賊であった。彼らは欧米人との関係によって優れた装備を導入し、マカオなどに拠点をおいて海賊活動を行うポルトガル船とも協力したほか、海賊船に欧米人が乗り組んでいることもあった。また、欧米船籍を偽装することによって欧米軍艦による掃討の回避を図ったほか、香港・澳門などの安全な根拠地も確保していた。さらに、広東人海賊は清朝官僚と癒着しており、福建水師の武官の多くは広東人で、清朝側は反乱・海賊対策で広東海賊を雇用していた⁴²。以上にみられる広東人海賊の官僚との癒着や海賊と水師のメンバーが同様であったことは、上述のような既存の「制度」にのっとっていたといってもよいだろう。

もともと、広東人海賊の勢力拡大は開港場貿易への打撃となったから、これを欧米諸国が見逃すことはできなかった。1850年代、清朝中央とイギリスとの関係は悪化し、アロー戦争に至ったが、地方における清朝とイギリスの提携関係は進展していた。アロー戦争においては広州附近と天津・北京附近以外は戦場とならず、広州以外の開港場は平穏であった。こうした地域的な協力関係のもと、清朝地方官僚はイギリス領事の仲介によってイギリス海軍を出動さ

せ、広東人海賊を鎮圧した。これは見方を変えれば、清朝側はあまり費用を負担せずにイギリス海軍を招撫したといえ、こうした「業務委託」は伝統的な「制度」に基づくといえよう。かくして、開港場を中心とする秩序が回復し、貿易に対する重要な障害が取り除かれた。もちろん、地域的な海賊は存続したが、開港場交易には脅威とならず、当時の清朝側にとってあまり問題とならず、基本的に放置された。ここは、従来の秩序のあり方と同様であったといえるだろう⁴³。従来と異なるのは1860年代以降、中国の近代海軍が勃興し、海賊との戦力バランスが大きく変わったことである。さらに兵器の高度化にともなう海軍兵士がより専門的な訓練を受ける必要が生じてきたことにより、海賊と水師のメンバーが同様というような伝統的なあり方は消滅していく。

(2) 19世紀後半、華南における海難対策の変容

海賊対策とは異なり、難破船略奪問題を中心とする海難対策はすっきりした結末をみることはなかった。そもそも、難破船やその漂着物は沿海住民の所有物だという慣行は世界的に普遍的なものであり、世界的な「制度」であったといえるかもしれない。日本においても、こうした慣行は一般的となっており、これが自国船・外国船を問わない保護の方向に変わるのは豊臣政権から江戸初期のことであった⁴⁴。

一方、清朝の海難対策であるが、研究者の関心は外国人遭難者の送還に集中してきた。そこから、17～18世紀において東アジアの漂流民送還体制が成立したことが明らかにされてきた⁴⁵。もちろん、外国船・中国船は問わず難破

船や漂着者の略奪は律で禁止されていた。しかし、沿海部を航行する圧倒的多数の中国船に対し、財産保全を保障するようなシステムは存在せず、沿海住民による難破船略奪は横行していた⁴⁶。

これに対してイギリスの場合は、18世紀末までは漂着した財産の保全のみが図られ人命救助を考慮しなかった。18世紀末から人命救助器具の開発が進み、民間の主導で1820年代には人命救助を組み込み、それが法的整備につながった。そして、19世紀前半までに難破船略奪慣行はなくなり、19世紀後半以降は難破の予防の方向へ向かったとされる⁴⁷。ここから、中国と比して財産の保全に重点が置かれていることがわかる。この点がイギリスと中国の「制度」の相違とみることができよう。

開港後になると、欧米船が広州以北の開港場に展開するようになり、欧米船が遭難した場合、しばしば近隣住民による略奪が行われ、船員殺傷事件も生じるようになった。これに対して、清朝地方官僚は外国人の生命・財産の保護が十分にできず、外国船・外国人の生命・財産の保全のため、イギリス領事から情報を得たイギリス軍艦が出動して、搜索や保護にあたった。場合によっては、略奪を行った村に対してイギリス軍が報復攻撃を行うこともあり、清朝地方官はそれを黙認していた。こうした村落は清朝地方官僚に対しても反抗的であったため、イギリス海軍の力を利用してそれを鎮圧したともいえる⁴⁸。これは海賊鎮圧とも同様の外国を利用するパターンといえる。しかし、こうしたイギリス海軍の行動は、内政不干渉を原則としているイギリス政府にとって容認できないものであ

り、次第に厳しく統制されていくことになる。つまり、沿海部におけるイギリスの「代理執行」には限界があった。

そもそも沿海住民を難破船略奪ができなくなるほど厳格に統制することは、旧来の「制度」ではあり得なかった。従って、沿海の督撫は難破船救助に対する章程を策定したが、清朝地方官僚が沿海民を統制できないため、章程は十分に機能しなかった。結局、清朝側の沿海管理が進まないため、欧米側は海路の安全確保のための海関などによるインフラ（灯台・ブイ）整備、沿岸測量などによる地理情報の集積を重視していく⁴⁹。つまり中国の内地の「制度」を変えることはできないため、その外側に欧米の「制度」に基づくシステムを持ち込んで対応するという事になったのである。

（3）五港開港期、廈門における華人と小刀会の乱

移民の問題では、まず、廈門の開港によってイギリス植民地から中国に渡来してイギリス臣民を主張する華人（英籍華人）が登場したことが紛争を引き起こした。英籍華人は普段は中国人に混じって生活していたが、現地の官民との間で紛争が生じるとイギリス領事館にかけこみ、領事裁判権による保護を求めた。つまり、通常は中国の「制度」に従って行動していたが、自分の生命・財産を守るために場合に応じて欧米の「制度」から生み出された領事裁判権を利用したのである。こうした二つの「制度」を使い分ける華人に対して、イギリス領事はその保護に消極的であった。そこで英籍華人たちは自らの生命・財産の保護を図り秘密結社小刀会を

結成することになる⁵⁰。

小刀会は開港場である廈門だけではなく、その周辺においても拡大したが、それが清朝地方官僚にとって脅威となった。つまり、外国籍特権を利用する英籍華人を指導者とする小刀会は、地方官僚や郷紳を中心に構築されてきた内地の「制度」に基づく秩序を乱す可能性があった。地方官らは、二つの「制度」の並立を認めることはできず、小刀会に対する徹底的な弾圧を行うことになる。それは廈門小刀会の乱を引き起こすが、結局反乱は鎮圧される。同時期、台湾小刀会の乱、粵東天地会の乱、上海小刀会の乱など、沿海各地での反乱が発生していた。沿海の小港における貿易、嘉慶海寇やアヘン貿易を視野に入れば、18世紀末以来進展してきた、広東人・福建人らの東南沿海の勢力と清朝の最終的な衝突であったといえ、それは清朝の勝利に終わる。清朝あるいはイギリスなどの外国による沿海の反乱と海賊の鎮圧が進むことで、開港場体制が成立することになる⁵¹。しかし、内外二つの「制度」を利用する人々が引き起こす紛争は、その後も止まることはなかった⁵²。

（4）19世紀中葉、廈門における苦力貿易の盛衰

華南における移民についていえば、新たなシステムが生まれていた。それは奴隷貿易廃止の中で、中南米・北米・オーストラリアにおける労働力需要が増大していたことから始まった、華南から東南アジア以外の地域への移民、すなわち「苦力貿易」である⁵³。

廈門において苦力貿易が始まったのは、閩南における台湾・東南アジアへの移民・人身売買の伝統・外国人と移民の間の仲介者（リクルー

ターである客頭)の存在、つまり既存の「制度」が背景となる。これに加えて19世紀以来の沿海秩序の混乱・開港後の不景気や治安の悪化が影響していた⁵⁴。

この苦力貿易は欧米人商人が大客頭を雇用し、大客頭が客頭に労働者を募集させる形式をとっていた。廈門の場合、大客頭は広東人、客頭は福建人、苦力は福建人という形態をとり、渡航費などを前借りするために苦力は様々な権利を制約されていた。そして、客頭による誘拐などの手法、収容施設における虐待、移民船内の劣悪な環境、移民先での劣悪な待遇が問題視されてきた⁵⁵。

このうち、客頭に誘拐の問題をみると、苦力貿易に限らず、閩南において人身売買や誘拐は広く存在していた。しかし、下層の人々が被害者である限り、地域において紛争にはならなかった。つまり、人身売買や誘拐は既存の「制度」に組み込まれていたもので、通常はトラブルにならなかったのである。

ところが、中南米などにおける労働力需要の拡大と苦力貿易の不人気によって移民の需給ギャップが生まれ、それは客頭による無差別な誘拐を引き起こした。その結果、生計支持者・跡継ぎ・地域の指導層の関係者の誘拐が行われたため、客頭に対する地域社会の反発が強まった。つまり、客頭の行動が既存の「制度」に抵触したために紛争が生じたのである。その結果、1852年11月に廈門で暴動が発生し、イギリス水兵の群衆への発砲により死傷者が出る事態に至った⁵⁶。

この事件の結果明らかになったのは、苦力貿易に直接関与する一部の外国人商人と客頭を除

き、廈門の地域住民・清朝地方官・イギリス外交官・大多数の外国人商人・宣教師が一致して苦力貿易に反対していたことであつた⁵⁷。

そこで、清朝地方官の養成でイギリス領事は苦力貿易に対処するようになり、イギリス領事のイギリス船取り締まりにより、まずはイギリス船による苦力貿易が衰退した。次いでイギリス領事は外国船への圧力もかけざるを得なくなり、これは苦力貿易全体への打撃となった。海賊と同様、清朝地方官側はイギリス領事を利用して問題を解決したことになる。結果的に廈門においては移民の東南アジアへの集中が進展することになった。

一方で、東南アジアへの移民は苦力貿易のような深刻な紛争を引き起こさなかった。つまり既存の「制度」に基づいて行われている限り、大きな紛争を引き起こすことはなく、したがって清朝が海外移民を禁じていても清朝地方官僚は黙認したのである⁵⁸。

このように、18世紀末から弛緩してきた清朝の沿海の秩序回復は従来の「制度」に基づくシステムだけでは不可能であつた。そこでイギリス海軍・イギリス外交官や外国人税務司といった欧米の「制度」に基づくシステムの利用・導入で対処し、沿海部においては極めて短期間で秩序回復に成功する。これは様々な業務を諸団体に委託するという既存の「制度」の応用ともいえる。こうしてできた開港場システムは一面では欧米の「制度」を体現するものであつたが、その内側には釐金システムをはじめとする内地の「制度」に基づくシステムが再編されつつあつた。こうした開港場の安定のためには、沿海地域社会の「安定」が必要になるが、その

際には既存の「制度」との関係が重要であった。英籍華人や苦力貿易はそうした既存の「制度」に抵触するものであったために紛争が生じたといえる。

5 アヘン徴税問題と華人の行動——世紀転換期

1880年代以降、世界的な貿易の拡大の中で、中国においても貿易も大きく変動し、同時に、海外への移民も拡大したこともあり、閩南も大きな影響を受ける。その中で19世紀中葉から既存の「制度」に基づいて形成されてきた徴税システムは早くも動揺にさらされ、また海外移民の増大は内地の「制度」との摩擦を増やしていくことになる。

（1）19世紀後半、廈門におけるアヘン課税問題

19世紀中葉以来、反乱鎮圧や洋務事業などを目的として創設・拡大されてきた釐金をはじめとする内地諸税は、官側によって局や釐卡などで徴収される形式のものと、商人らが一括して請け負うものの二種類の形式があった⁵⁹。開港場都市は後者の形式が多く、廈門における外国アヘンへの課税もその形式で、1880年代には有力商人が洋薬局といわれる徴税機構を組織して定額を一括して請け負うものになっていた。徴収された税は福建省に納入される釐金のほか、地方政府の経費や慈善関係の経費、税の徴収経費、すなわち洋薬局に雇用され、密輸監視にあたる人々への給与などに充当された。しかし廈門は隣接する開港場である汕頭とのアヘ

ン貿易と競合していたうえ、アヘン密輸もあり、アヘン徴税請負は不安定な状況であった⁶⁰。

この状況が一変するのが1887年の芝罘条約追加条項の発効である。この条項によって海関がアヘンの関税と釐金を一括して徴収することになり、地方政府はアヘンに関連する諸税の収入を喪失することになる。この損失を埋め合わせるために廈門道台（興泉永道）ら地方官僚が考案したのが、善堂などの慈善施設への捐であった。これによって、地方政府は外国アヘンに課税して税収を回復することと中国人アヘン商人の統制を企図していた。捐の徴収も商人の請負方式をとっており、既存の「制度」に基づく課税方法である。もちろんこれは条約で決められた税以外は認めないというイギリスの常識に抵触するから、イギリス領事の反対をうけ、1888年の課税は失敗に終わる。しかし、1889年の課税は中国人アヘン商人が自発的に請け負っているというスタンスをとっていたため、成功してしまう。ところが、翌年にかけて外国アヘン貿易が衰退すると、1890年には中国人アヘン商人が課税に反対し、商人の自発性という根拠が喪失し、結局課税は失敗に終わる。その後、清朝地方官側は中国アヘンへの課税を試みるが、海関を通じて把握することができる外国アヘンとは異なり、中国アヘンの流通は零細であってその把握は困難であった。そこで清朝地方官は海関が把握している輸入外国アヘンに応じて中国アヘンの使用量を見積もって課税するに至る。皮肉なことに清朝側は外来の「制度」が生み出した海関システムに依存しなければ、確実な徴税ができなかったのである⁶¹。

(2) 清末廈門における英籍華人問題

1870年代以降の華南から東南アジアへの移民激増の結果、東南アジアから華南に渡来する華人も増大し、英籍華人が領事裁判権を利用しようとする紛争は継続していた。この問題はイギリス領事らにとっても悩みの種であり、その解決を目指した在華イギリス公使オールコックは1868年に服装規定を設け、服装による保護対象の確定を企図した。また清朝地方官僚は、英籍華人の身分を可能な限り否定し、紛争を引き起こしがちな英籍華人の内地における活動も抑制した⁶²。

しかし、より大きな紛争になったのは領事裁判権の利用ではなく、英籍華人の経済活動であった。とりわけ、通過貿易の利用による税金逃れ、条約で認められていなかった開港場における工場設置、外国人が認められていない内地における土地所有といった英籍華人の行為は、地方財政と既存の利権構造（既得権益）への脅威であった。これに対して地方官僚は彼らの経済活動の抑制を図った。つまり、内地にまで外来の「制度」を持ち込み内地の「制度」に抵触する英籍華人は排除しなければならなかったのである。しかし長期的にみれば、それは廈門の内地の産品の輸出競争力の低下を招き、廈門の貿易の発展を阻害したといえる⁶³。

一方、イギリス領事は英籍華人と現地中国人の零細な紛争、具体的には負債問題や英籍華人の名義貸しによる偽装英籍商社問題に巻き込まれた。そのため、領事の業務の大半が英籍華人の債権回収関係になってしまうような状況であった⁶⁴。

問題を混乱させていたのは保護対象に関して

イギリス内部における認識の統一がなく、植民地におけるパスポート管理が弛緩していたうえ、服装規定が英籍華人の無視によって無効化していたことがあった。つまり、こうしたシステムのゆるさの中で英籍華人の活動が拡大したのである。彼らは欧米の「制度」に基づくシステムを利用しているものの、その行動パターンは「激しい競争社会の中で固定的な関係にとらわれずあらゆる関係を利用して自己の利益と安全を図る」という中国の「制度」にのっとったものであった⁶⁵。それゆえ、イギリス領事達の嫌疑を招き、外務省側は保護対象の限定を求めたのである。これに対してイギリス植民地当局は保護拡大を企図した。しかし、在華イギリス領事館にその能力はなく、英籍華人の保護は拡大しなかった。そして日清戦争後になると、日本の保護を受ける台湾籍民の活動が拡大し、問題の焦点も英籍華人から台湾籍民へと移っていく⁶⁶。

以上のように、アヘン貿易課税の変動は、19世紀中葉以来の課税システムの再編を迫った。ここで、欧米の「制度」と中国の「制度」に基づくシステムのせめぎ合いが生じた。結果的に清朝側は旧来の「制度」にのっとった徴税請負システムの再現はできなかったが、欧米の「制度」が完全に押しつけられたわけではない。また、国産アヘン貿易は零細な流通であって把握が困難であり、欧米の「制度」に基づく海関システムが機能しなくては、清朝側の徴税は成り立たない状況であった。また、英籍華人は欧米の「制度」を利用して内地の「制度」と摩擦を引き起こしていたが、彼らの行動のあり方は中国の旧来の「制度」に沿ったものであり、イ

ギリス側からも容認できないものであった。

おわりに

以上をまとめると、以下のようになる。16～17世紀の変動を経て形成された既存の「制度」に基づく貿易管理システムは、18世紀末以来の貿易拡大の結果、大きく動揺した。アヘン貿易によって加速した福建人・広東人のバラバラな行動は、貿易管理システムを崩壊させた。それに対してアヘン貿易対策や漢奸対策で清朝側が試みた牙行、団練の利用といった旧来の「制度」に基づいた秩序回復の手法は有効性を失っていた。既存の「制度」が全く機能しなくなっていたから、これは秩序の崩壊といえるだろう。

開港は、華南沿海部における流動化を一掃加速した。それに対して既存の「制度」は機能せず、一方で、清朝に対抗する海賊や反乱勢力が旧来の「制度」を利用して秩序形成を行う可能性もなかった。

これに対して、清朝はイギリス海軍による海賊鎮圧、イギリス領事などを利用しつつ移民管理を行った。この点は欧米諸国と人々のもたらした外来の「制度」に基づくシステムによって秩序再編をおこなったといってもよく、秩序回復は極めて短期間に行われた。これが19世紀中葉の特徴といってもよい。一方で、清朝地方官によるイギリスへの「業務委託」という点では旧来の「制度」の踏襲ともいえる。

この新たな開港場体制を支えていたのは、西洋の「制度」に基づいて導入されたシステムで

ある海関、欧米の近代海軍や外交官達である。これらは、既存の「制度」に基づく清朝の貿易管理・治安維持システムよりも強固であり、沿海住民がバラバラで活動する自由な空間を狭めるものであった。

しかし、19世紀において、管理の及ばない領域は存在した。沿海民の個別的把握は不可能であり、小規模な海賊や海難事件における略奪は継続していた。清朝にとっては、大規模な反乱がなく、開港場貿易が安定していれば、17世紀末以来の秩序が回復・維持したとみてよく、小規模な紛争を問題視していなかった。

有力な開港場都市に導入された西欧の「制度」に基づく警察システムによる社会管理は、貿易の停滞を背景とする財政的な制約もあり、廈門・閩南では十分に進まなかった。結果的に内地における社会管理のあり方は変化せず、同じ開港場であっても、地域間の社会管理のあり方には相当の差違が生まれていた。

また、開港場体制の整備は社会管理の進展を意味せず、開港場貿易の発展はヒト・モノ・カネの移動を活性化させ、19世紀半ばに形成されてきたシステムを破壊する可能性もあった⁶⁷。欧米の「制度」を内地に持ち込み、内地あるいは「中国」の「制度」との紛争を引き起こしていた英籍華人の行動はその一例である。しかし、彼らの行動そのものは、従来の行動パターン、すなわち既存の「制度」そのものであった。

以上のように、開港場を中心とする欧米の「制度」に基づくシステムによって秩序再編が行われたが、内地の既存の「制度」はさまざまな仲介者が介在することによって外部からの浸透をこばみ⁶⁸、欧米的「制度」の内地への浸透

には限界があった。双方の「制度」は開港場で相互浸透したが、内地では溶解していたといっ
てよい⁶⁹。

つまり、19世紀中葉以降の中国沿海における秩序形成とは、開港場システムによって外側の部分が固められるというものであったといえよう。もし、中国社会を液体の入った巨大な容器とすると、流動的な社会ゆえにその容器の中では常に流れが存在する。その流れを作っているのが中国の「制度」であるとしよう。19世紀中葉以降の変化は、容器の最上層の部分が欧米の「制度」に基づくシステムによって固められてきたというイメージでとらえることができるだろう。しかし、容器の下の方、すなわち内地あるいは内陸部、そして農村という社会の末端の大部分はほとんど変化がなく、旧来の「制度」に基づいて動いていた。その後、中華民国に至り、国民政府が成立しても、農村という末端の支配はできず⁷⁰、内地の「制度」への影響は限られたから、表層に近い部分だけの支配に終わった⁷¹。中華人民共和国が成立すると、様々な「運動」を通じて容器をかきまぜ、旧来の「制度」を強引に変えていこうという動きもあった。戸籍制度によって流動性を抑制したうえ、農村という末端への支配も進み、かつてないほど容器の深い部分にまで影響を与えたといえよう。しかし、改革開放以降は流動性が高まって容器の状況は一変し、むしろ旧来の「制度」に基づくシステムが復活している側面すらある。そして現在、中国の世界的地位が高まり、また中国の人々の国際的な活動が増える中、中国の巨大な容器の中だけであった流れは世界中に影響を与えつつある。したがって、こうした流れを

つくりだしているもの、すなわち中国の「制度」という問題は、中国の政治指導者のみならず、世界の多くの人々が考えていかなければならないものになってきている。

村上衛 (MURAKAMI Ei, 京都大学人文科学研究所准教授)

註：

- 1 孫文 (島田虔次・近藤秀樹・堀川哲男訳)『三民主義 (抄) ほか』中央公論新社、2006年、8、16、128頁。
- 2 黒田明伸『貨幣システムの世界史—＜非対称性＞をよむ』岩波書店、2003年、149-177頁。
- 3 足立啓二『明清中国の経済構造』汲古書院、2012年、545頁。
- 4 大衆資本主義については以下を参照。丸川知雄『チャイニーズ・ドリーム—大衆資本主義が世界を変える』筑摩書房、2013年。
- 5 金澤周作「書評 村上衛著『海の近代中国——福建人の活動とイギリス・清朝』」『史林』97-3、2014年、118頁。
- 6 藤原敬士「書評 村上衛著『海の近代中国——福建人の活動とイギリス・清朝』」『東洋史研究』73-1、2014年、142頁。
- 7 拙著『海の近代中国——福建人の活動とイギリス・清朝』名古屋大学出版会、2013年、6頁。
- 8 岡本隆司「書評 村上衛著『海の近代中国——福建人の活動とイギリス・清朝』」『史学雑誌』123-9、2014年、74頁。
- 9 宮崎市定はフランス留学の経験から institution の中に法制、官制はもちろん、財政、経済、社会組

織、慣習さらには戦術までが入っている。そして宮崎自身が研究して知りたい最後の目的は中国のinstitutionそのものではなく、中国それ自体の正体であると述べている。宮崎市定『宮崎市定全集』17、岩波書店、1993年、433頁。本論でいう「制度」は、「中国それ自体の正体」に近いといえよう。

10 青木敦は地域社会論が「典型的・原理的把握を目標とし、「伝統中国」・「中国社会」なる語を用いたことによって、数千万～数億の人々の社会を「中国社会」と単純化してしまうことを問題視している。青木敦『宋代民事法の世界』慶應義塾大学出版社、2014年、333-334頁。しかし、「制度」を柔軟にとらえ、それと本論でいう「システム」的なものと弁別し、「システム」の多様性を考慮すれば、単純化には至らないだろう。

11 本論で取りあげた「制度」についての発想は経済史からきているから、本来は経済の側面もみなければならぬが、その点については『現代中国研究』35号掲載予定の拙稿「中国近代経済史研究と「制度」」を参照。

12 岸本美緒『明清交替と江南社会——17世紀中国の秩序問題』東京大学出版会、1999年、vii-viii頁。

13 同上、xi頁。

14 山田賢『移住民の秩序』名古屋大学出版会、1995年。

15 菊池秀明『広西移民社会と太平天国』風響社、1998年。

16 帆刈浩之「近代上海における遺体処理問題と四明公所——同郷ギルドと中国の都市化」『史学雑誌』103-3、1994年。

17 吉澤誠一郎『天津の近代——清末都市における政治文化と社会統合』名古屋大学出版会、2002年、38-96、158-195、386頁。

18 William T. Rowe, *Hankow: Conflict and Community in a Chinese City, 1796-1895*, Stanford: Stanford University Press, 1989, pp. 283-351.

19 吉澤、前掲書、14頁。

20 佐藤仁史『近代中国の郷土意識——清末民初江南の在地指導層と地域社会』研文出版、2013年。

21 藤谷浩悦『湖南省近代政治史研究』汲古書院、2013年。

22 John K. Fairbank, *Trade and Diplomacy on the China Coast: The Opening of the Treaty Ports, 1842-1854*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1953.

23 Frederick Wakeman Jr., *Strangers at the Gate: Social Disorder in South China, 1839-1861*, Berkeley and Los Angeles: University of California Press, 1966.

24 David Faure, *Emperor and Ancestor: State and Lineage in South China*, Stanford: Stanford University Press, 2007.

25 エリート層の厚みの地域的偏差については、何炳棣（寺田隆信・千種真一訳）『科挙と近世中国社会——立身出世の階梯』平凡社、1993年、220-250頁を参照。

26 清代の福建の風俗については次の地方官として赴任した者の記録からも分かる。陳盛韶（小島晋治・上田信・栗原純訳）『問俗録——福建・台湾の民俗と社会』平凡社、1988年。また、農村社会における抗租や凶頼に着目したものとしては以下を参照。三木聡『明清福建農村社会の研究』北海道大学図書刊行会、2002年；同『伝統中国と福建社会』汲古書院、2015年。

27 拙著ではイギリス領事報告を中心とするイギリス外交文書を多用した。イギリス外交文書の利点と問題点については村上衛『海の近代中国——福建人の活動とイギリス・清朝』名古屋大学出版会、2013年、16-17頁参照。

28 岡本隆司『近代中国と海関』名古屋大学出版会、1999年、60-77頁。

- 29 斯波義信『宋代商業史研究』風間書房、1968年、417-419頁。
- 30 もっとも当時の中国帆船は沿海の各港に寄港しながらに岸伝いに航海を行っていたから、こうした清朝側の規則が厳密に守られていたわけではない。
- 31 Paul A. Van Dyke, *The Canton Trade: Life and Enterprise on the China Coast, 1700-1845*, Hong Kong: Hong Kong University Press, 2005, pp. 39-93.
- 32 岡本、前掲書、79-105頁。
- 33 村上、前掲書、32-38頁
- 34 村上、前掲書、50-51頁
- 35 村上、前掲書、92-94, 98-101頁
- 36 村上、前掲書、106-109頁
- 37 村上、前掲書、110-119頁
- 38 村上、前掲書、119-130頁
- 39 村上、前掲書、136-141頁。
- 40 村上、前掲書、142-145頁。
- 41 村上、前掲書、145-158頁。
- 42 村上、前掲書、158-163頁。
- 43 村上、前掲書、163-181頁。
- 44 金指正三『近世海難救助制度史の研究』吉川弘文館、1968年、5-40, 489-528頁。
- 45 日本史の側からの先駆的な研究は荒野泰典『近世日本と東アジア』東京大学出版会、1998年、117-157頁がある。
- 46 村上、前掲書、184-193頁。
- 47 金澤周作『チャリティとイギリス近代』京都大学学術出版会、2008年、137-172頁。
- 48 村上、前掲書、193-205頁。
- 49 村上、前掲書、208-225頁。
- 50 村上、前掲書、229-241頁。
- 51 村上、前掲書、241-255頁。
- 52 買辦ら二つの制度を利用する人々の活動については、本野英一『伝統中国商業秩序の崩壊—不平等条約体制と「英語を話す中国人」』名古屋大学出版会、2004年参照。
- 53 村上、前掲書、259-260頁。
- 54 村上、前掲書、260-263頁。
- 55 村上、前掲書、259-260, 264-265頁。
- 56 村上、前掲書、265-271頁。
- 57 村上、前掲書、271-275頁。
- 58 村上、前掲書、275-285頁。
- 59 羅玉東『中国釐金史』商務印書館、1936年、92-116頁。
- 60 村上、前掲書、357-369頁。
- 61 村上、前掲書、370-385頁。
- 62 村上、前掲書、389-400頁。
- 63 村上、前掲書、401-414頁。
- 64 村上、前掲書、414-421頁。
- 65 例えば、日清修好条規の規定に基づき、日本において清朝側の領事裁判権が認められていたが、日本においても華人が日本人の名義を借りてビジネスを行ったり、日本人になりすまして内地で「密商」をおこなったりした事例が指摘されている。青山治世『近代中国の在外領事とアジア』名古屋大学出版会、2014年、238-239頁。
- 66 村上、前掲書、429-446頁。
- 67 現在もグローバリゼーションにともなう「非公式」化・「非制度」化の動きが指摘されている。濱下武志『華僑・華人と中華網—移民・交易・送金ネットワークの構造と展開』岩波書店、2013年、45頁。19世紀の事態はその先駆けともいえる。
- 68 村上、前掲書、453-455頁。
- 69 イギリスの「自由貿易」といった「制度」に基づくシステムとして「通過貿易システム」があるが、それが内地において変容をせまられたことについては以

下を参照。村上衛「効かない証明書—19世紀末、鎮江における通過貿易問題」森時彦編『長江流域社会の歴史景観』京都大学人文科学研究所附属現代中国センター、2013年。

70 日中戦争期から国共内戦期の四川における国民党による地域支配の限界については以下を参照。笹川裕史・奥村哲『銃後の中国社会—日中戦争下の総動員と農村』岩波書店、2007年；笹川裕史『中華人民共和国誕生の社会史』講談社、2011年。

71 社会の表面における政治的変動が社会の内部にほとんど影響を与えないことについては矢野仁一が指摘している。矢野仁一『現代支那概論—動かざる支那』目黒書店、1936年、2,14-15頁。